

## 5 建設業許可・経営事項審査の電子申請について

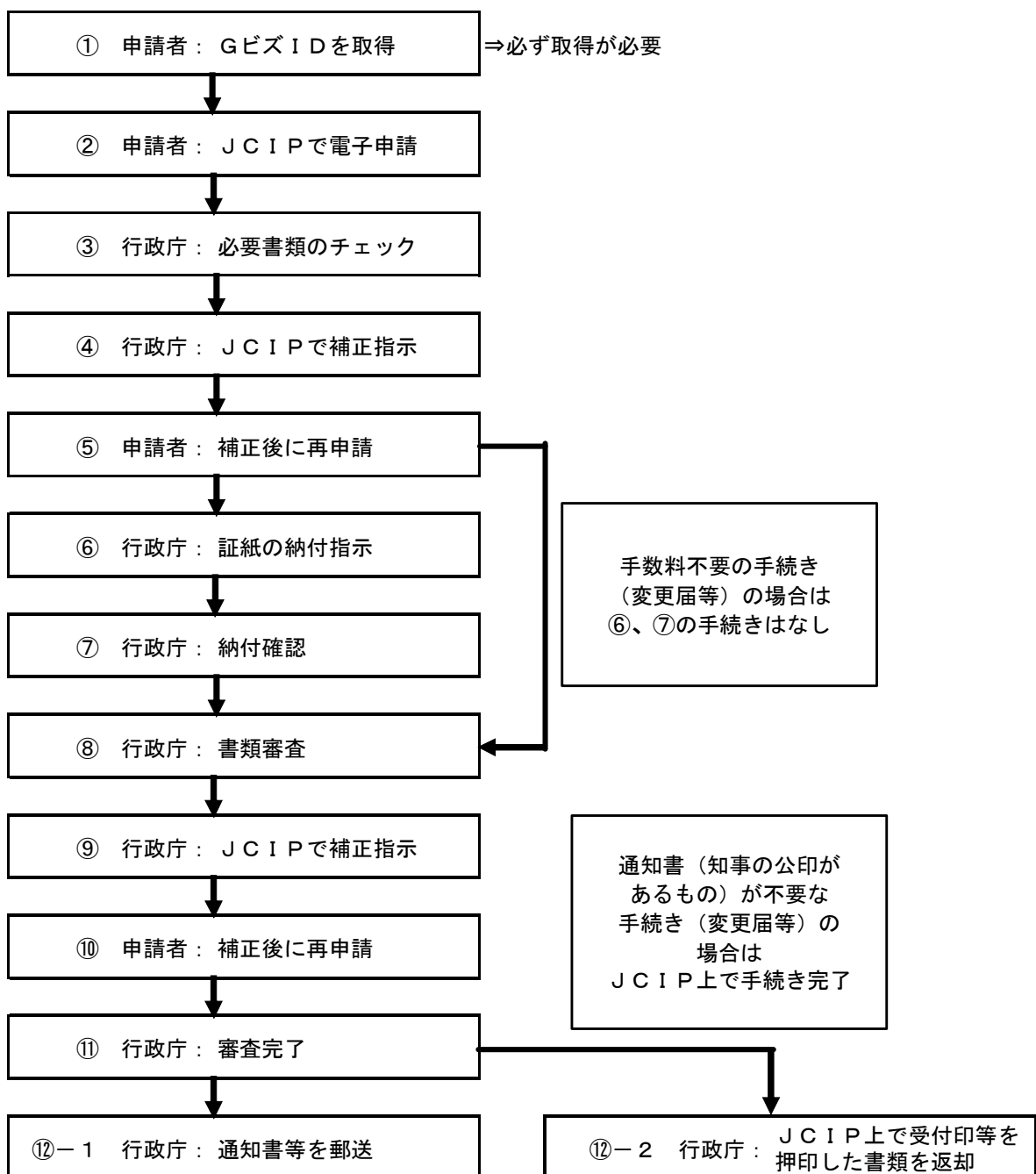
### (1) 概要

本県では、令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用が開始されました（引き続き、紙による申請及び届出等も行うことができます）。

非対面での申請手続きを行うことができる環境を整備するため、国が整備したシステムを利用した手続きとなっています。

手続き方法等、留意事項については、県ホームページに随時情報を掲載していきますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

### (2) 申請方法等の流れ



### (3) 申請にあたっての留意事項等

#### ① 共通事項

- ・ 申請者の入力画面については、行政庁側で確認することができませんので、入力方法等のご質問等については、J C I Pヘルプデスク（0570-033-730 平日 9:00～17:00）へご連絡ください。
- ・ 申請書類については、書面での申請の場合と同じであり、システム上に入力できない添付書類等は、漏れなく「その他の添付ファイル」に添付してください。
- ・ システムの仕様上、申請者が入力した項目については、原則行政庁での修正等はできませんので、修正指示があった項目については漏れなく修正をお願いします。
- ・ 添付書類の原本確認は不要です。
- ・ 手数料が必要な手続きの場合は、「納付指示」があり次第、お早めに台紙に収入証紙またはキャッシュレス決済端末から出力された取扱明細書を貼付の上郵送又は窓口で提出をお願いします（電子納付には対応していません）。
- ・ 委任状については、紙での申請と同様に3ヶ月以内のものがが必要です。

#### ② 建設業許可関連

- ・ 本システムでは、「事前認可」手続き（P30～P36）は対応していませんので、事前認可の申請の場合は、紙での申請をお願いします。
- ・ 新規許可申請（般・特新規は除く）については、紙申請の方が手続きが迅速に進む場合があります。
- ・ 履歴事項全部証明書については、「登記情報提供サービス」で取得したものは証明書にはなりません。

#### ③ 経営事項審査関連

- ・ 前回経営事項審査結果の有効期間満了月の前月末までには申請してください。
- ・ 「その他の添付ファイル」に、以下の書類を追加で添付してください。

- 直近決算期の工事経歴書に記載された工事の「契約書または請求書」及び「元帳又は通帳」
  - ※ 全ての工事について添付するのではなく、業種ごとに「官公庁元請工事」「民間元請工事」「民間下請工事」それぞれにつき工事金額が一番大きいもののみを添付
- ほか添付書類は書面申請の場合と同じ

- ・ 従来から各会場で実施している対面での審査については、今後も継続して行います。
- ・ 添付書類は、「経営事項審査の手引き」（P. 22～28）を参照してください。